

令和 6 年度 諮問 第 1 号

令和 6 年度 答申 第 1 号

答申書

第 1 審査会の結論

川越市長（以下「処分庁」という。）が令和 6 年 7 月 1 日付けで審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）に対して行った個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 82 条第 1 項の規定の基づき保有個人情報の全部を開示することを決定した処分について、審査請求人が同年 8 月 15 日付けで提起した保有個人情報の追加特定及び行政文書全体の開示を求める審査請求については棄却することが妥当である。

第 2 事案の概要

- 1 本件は、審査請求人が、令和 6 年 7 月 1 日付けで処分庁が行った審査請求人の開示請求に係る保有個人情報の全部を開示することを決定した処分（以下「本件処分」という。）について、保有個人情報の追加の特定及び保有個人情報の記録された行政文書全体の開示を求めるものである。
- 2 処分の経過
 - (1) 令和 6 年 6 月 26 日、審査請求人は、処分庁に対し、埼玉県市町村電子申請・届出サービス（以下「本サービス」という。）に登録されている保有個人情報について保有個人情報開示請求書を提出した。
 - (2) 令和 6 年 7 月 1 日、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を行い、法第 82 条第 1 項の規定により保有個人情報開示

決定通知書を送付した。

(3) 審査請求人は、令和6年7月16日、本件処分を知った。

3 審査請求手続の経過

(1) 審査請求人は、本件処分を不服とし、令和6年8月15日付け審査請求書により、審査請求を申し立てた。

(2) 処分庁は、令和6年8月29日、審査庁に対し弁明書を提出した。

(3) 審査庁は、令和6年9月5日、審査請求人に弁明書を送付し、期日を令和6年9月25日までとして反論書等の提出を求めた。

(4) 審査請求人から期日までに反論書等の提出はなかった。

(5) 審査庁は、令和6年10月15日付け、当審査会に諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 本件開示請求に係る保有個人情報とは、本サービスを利用する複数の地方公共団体が共有する情報であることになるが、共有に属するものは、見過ごされるものが出てくる可能性が高く、その意味で、本件通知書記載の保有個人情報以外に該当する保有個人情報がないかということの精査がされるべきである。

(2) 開示に当たっては保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の全体が開示されなければならないと過去の判例等により明らかになっているところ、本件通知書記載の保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の全体

が本当に開示されたのか、精査がされるべきである。

2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人が行った保有個人情報開示請求の範囲は、本サービスに登録されている審査請求人の登録情報であると特定し、本市が本サービスにおいて使用するログイン権限を用い、本サービス上における審査請求人の登録情報の全部を開示している。
- (2) 仮に審査請求人が、本市が本サービス上に公開した手続きに対し申請・届出を行った場合には、当該手続きに関する情報が記録されることとなるが、過去5年間において、審査請求人が本市が公開した手続きを本サービス上で行った記録は確認できなかった。
- (3) 審査請求人に係る保有個人情報については、本市が開示できる全ての情報を本件処分において開示しており、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会では、本件審査請求について以下のとおり審議した。

令和6年10月15日	審査庁から諮問書を受理
令和6年12月2日	審議
令和7年3月10日	審議

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求の趣旨は、処分庁が開示した文書に記録された

個人情報、本件開示請求の対象となる保有個人情報の全部であるとしているのに対し、審査請求人は、開示された保有個人情報以外にも該当する保有個人情報について精査し、また、保有個人情報が記録されている行政文書の全体が開示されるべきであると主張するものと解される。

2 本件処分の妥当性について

(1) 開示請求の対象となる「保有個人情報」について

法第76条第1項の規定により開示請求できるのは、自己を本人とする「保有個人情報」に限られる。

本件において開示請求の対象となっている保有個人情報は、本サービス上に登録されている審査請求人本人の登録情報であるが、本サービスはクラウド上で提供されているものであり、情報自体はクラウドサーバ上に保管されているものと推認される。ところ、「埼玉県市町村 DX 推進ネットワーク電子申請専門部会電子申請・届出サービス利用規約」によれば、当該情報については、本サービスを構成する地方公共団体等において管理されるものとなっている。

法第60条第1項において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいうと規定されているところ、「保有している」とは、職務上作成し、又は取得した個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいうものと解されている。

本件開示請求の対象となる個人情報については、本サービスを構成する地方公共団体等の一員である川越市が、本サービス上の一定の権限を有しており、事実上支配している状態であると考えられることから、川越市における「保有個人情報」に当たるものと認められる。

(2) 本件開示対象保有個人情報以外の保有個人情報の存否について

処分庁の説明によると、本件開示請求の対象となる保有個人情報については、川越市が有する本サービス上の権限を用いて特定できる全ての情報を開示しており、また、過去5年間において本サービス上に川越市が公開している手続きを審査請求人が利用した記録は確認できなかったとのことである。

このことを踏まえて、当審査会の権限による調査、見分の結果、本件開示対象となった保有個人情報以外に該当する保有個人情報の存在をうかがわせる事情はないものと認められる。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、保有個人情報の開示に当たっては、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の全体が開示されなければならないと主張しているところ、法第76条第1項の規定による開示請求の対象は、行政文書等に記録されている「保有個人情報」であって、開示請求の対象の特定は、行政文書等に記録されている「保有個人情報」単位で行うものであり、必ずしも「行政文書等」単位とはならないと解される。「保有個人情報」に該当する範囲については、当

該行政文書等の性質や記録されている情報の内容等に応じて個別具体的に判断する必要があるため、審査請求人の主張のように一概に行政文書の全体が開示されるべきものではないと考える。

3 結論

以上のことから、本件処分は妥当であると認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和7年3月19日

川越市行政不服審査会

会 長 田 村 泰 俊

副会長 大 森 三起子

委 員 大河内 徹

委 員 佐 藤 恭 子

委 員 林 和 彦